

衆議院 建設委員會 議 録 第 六 号

平成十年四月一日(水曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 遠藤 乙彦君

理事 遠藤 利明君

理事 田野瀨良太郎君

理事 吉田 公一君

理事 青木 宏之君

安倍 晋三君

岩永 峯一君

小林 多門君

高市 早苗君

中野 正志君

松本 和那君

上田 清司君

山本 謙司君

辻 第一君

中西 續介君

出席國務大臣

建設 大臣 瓦 力君

出席政府委員

建設大臣官房長 小野 邦久君

建設省河川局長 尾田 栄章君

委員外の出席者

建設委員会専門 白兼 保彦君

委員の異動

三月二十六日

補欠選任

蓮実 進君

安倍 晋三君

四月一日

補欠選任

飯島 忠義君

中野 正志君

目片 信君

奥山 茂彦君

第一類第十三号

建設委員会議録第六号

平成十年四月一日

同日 榊床 伸二君 上田 清司君

同日

補欠選任

奥山 茂彦君

中野 正志君

目片 信君

飯島 忠義君

上田 清司君

榊床 伸二君

三月三十一日

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一五号)

同月二十七日

川辺川ダム建設事業の促進に関する請願(矢上

雅義君紹介)(第九〇〇号)

同(矢上雅義君紹介)(第九一六号)

同(東家嘉幸君紹介)(第一〇〇一号)

同(矢上雅義君紹介)(第一〇〇二号)

同(矢上雅義君紹介)(第一〇〇三号)

同(矢上雅義君紹介)(第一〇〇六号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

地方振興に配慮した公共事業の重点配分に関する

陳情書(宮崎市橋通東二の一〇の一宮崎県議

会内菊野高雄)(第一六八号)

公共事業の改革及び再評価制度の確立に関する

陳情書外一件(広島県尾道市久保一の一五の一

尾道市議会内木曾勇外一名)(第一六九号)

九州横断自動車道延岡線の整備促進に関する陳

情書(那覇市泉崎一の一の一那覇市議会内上原

清外三名)(第一九六号)

東九州自動車道の早期実現に関する陳情書(那

覇市泉崎一の一の一那覇市議会内上原清外三

名)(第一九七号)

九州自動車道人吉・えびの間の早期四車線化に

関する陳情書(那覇市泉崎一の一の一那覇市議

会内上原清外三名(第一九八号)

第九次治水事業五箇年計画の事業推進に関する

陳情書(愛知県豊橋市今橋町一豊橋市議会内辻

村良夫)(第一九九号)

豊かさと活力を生むための公共事業改革等に關

する陳情書(東京都千代田区大手町一〇の九の四

豊田章一郎)(第二〇〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

趣旨の説明を聴取いたします。瓦建設大臣。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部

を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○瓦國務大臣 ただいま議題となりました公共土

木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正す

る法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を

御説明申し上げます。

我が国は、その地勢及び気象から豪雨等による

災害が多発し、毎年、河川、道路等の公共土木施

設に甚大な被害を受けております。このため、政

府におきましては、本法に基づき、被災した公共

土木施設の復旧について高率の国庫負担を行い、

迅速な復旧に努めてきたところであります。

しかしながら、近年、本法の適用対象とならな

い公共土木施設である公園の整備が進み、その被

災が増加しております。また、前回の本法改正以

来およそ十四年を経過し、その間の社会経済状況

の変化に対応して災害復旧に関する制度を改める

必要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、国

庫負担の対象となる施設を追加するとともに、事

業採択基準の見直し等を行うおとするものであり

ます。

次に、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、災害復旧事業の充実を図るため、本法

に基づき、国庫負担を行う公共土木施設に公園を追

加することとしております。第二に、災害復旧事業に関する事務の簡素化等

を図るため、対象となる事業の工事費用の最低額

第二十六年法律第九十七号の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十一 公園

第六条第一項第一号中「六十万円」を「百二十万円」に、「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第二項中「五十メートル」を「百メートル」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した

災害の災害復旧事業について適用する。

第三条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工

事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「四十万円以上六十万円」を「八十万円以上百二十万円」に、「十五万円以上三十万円」を「三十万円以上六十万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第五条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「及び下水道」を、「下水道及び公園」に改める。

理由

公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。